

2023年5月12日

各位

会社名 名港海運株式会社 代表者名 代表取締役社長 髙橋 広 (コード番号 9357 名証メイン) 問合せ先 常務取締役 三谷 正芳 (TEL 052-661-8135)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第100回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に向けて、監督と業務執行を分離して迅速な意思決定を行うことができるようにするため、執行役員制度を導入することといたしました。これに伴い、変更案第24条を新設するとともに、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に機動的に対応することができる経営体制を構築するため、現行定款第22条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 業務執行責任の明確化を図るため、現行定款第 24 条に定める取締役副社長、専務取締役および常務 取締役の役付取締役を廃止するとともに、執行役員に基づく役位により役付することといたします。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう変更案第 46 条および第 47 条を新設するとともに、変更案第 46 条と内容が重複する現行定款第 7 条を削除するものであります。
- (4) また、上記の新設・変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(自己の株式の取得)	<削 除>
第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に	

and the County	
現行定款	変更案
より、取締役会の決議によって自己の株式を	
取得することができる。	
第 <u>8</u> 条~第 <u>21</u> 条 <条文省略>	第 <u>7</u> 条~第 <u>20</u> 条 <現行どおり>
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了す	第 21条 取締役の任期は、選任後 1年以内に終了す
る事業年度のうち最終のものに関する定時	る事業年度のうち最終のものに関する定時
株主総会の終結の時までとする。	株主総会の終結の時までとする。
2.補欠又は増員として選任された取締役の任	<削 除>
期は、在任取締役の任期の満了する時まで	
<u>とする。</u>	
第 <u>23 条</u> <条文省略>	第 22 条 < 現行どおり>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役	第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中
を選定する。	から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会	2. 取締役会は、その決議によって、取締役の
長、取締役副会長、取締役社長、取締役	中から取締役会長、取締役副会長、取締役
副社長、専務取締役、常務取締役及び取	社長及び取締役相談役を定めることができ
締役相談役を定めることができる。	ప 。
< 新 設 >	(執行役員)
	第 24 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を
	定め、業務を分担して執行させることができ
	<u>る。</u> る。
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	務執行役員及び常務執行役員若干名を選
	定することができる。
	<u>,                                    </u>
   第 25 条~第 45 条  <条文省略>	第 25 条~第 45 条  <現行どおり>
AN AN AN AN AN AN AN AN HITH	20 == 20
(剰余金の配当の基準日)	< 削 除 >
第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31	/ 134 ISV /
<u>か +0 木 コ 云 江 ツ 別 小 肛 コ ツ                                </u>	

日とする。

現行定款	変更案
(中間配当)	<削除>
第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9	
月 30 日を基準日として中間配当をすること	
<u>ができる。</u>	
< 新 設 >	(剰余金の配当等の決定機関)
	第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条 第 1 項各号に定める事項については、法令 に別段の定めがある場合を除き、取締役会 の決議によって定めることができる。
< 新 設 >	<ul> <li>(剰余金の配当の基準日)</li> <li>第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</li> <li>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</li> <li>3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ul>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2023 年 6 月 29 日 (予定)定款変更の効力発生日2023 年 6 月 29 日 (予定)

以上